

## 懲戒処分等の公表

吉川松伏消防組合では、地方公務員法に基づき職員の懲戒処分を発令しましたので、職員の懲戒処分に関する公表基準に基づき2件の懲戒処分について下記1、下記2のとおり公表します。

### 記1

#### 1 事実の概要（パワー・ハラスメント）

令和元年12月30日（月）午前7時30分頃、松伏消防署車庫前において、緊急出動後、帰署し車両を下車した際に45歳の係長職員が部下職員に対して胸ぐらを掴む行為や乱暴な言動を行った事実が判明した。

この事実を把握した消防本部において、関係職員から聞き取り調査を行った結果、45歳の係長職員は当該日の乱暴な言動の他、平成31年4月頃から部下職員の業務上の不備などに対して適正な指導の範囲を超えた言動が認められ、パワー・ハラスメントを行っていたものとして停職1ヶ月の懲戒処分とした。

また、懲戒処分職員が所属する所属署長を監督不行届きにより文書訓告処分とした。

尚、45歳係長職員については、令和2年1月31日付けにて依願退職した。

#### 2 被処分者の属する課・署名、職名、年齢、性別

松伏消防署 係長（消防司令補） 45歳 男性

#### 3 処分内容及び処分年月日

停職1ヶ月

令和2年1月31日（金）

## 記 2

### 1 事実の概要（法定速度違反）

令和元年10月8日（火）午後10時21分頃、公務外において首都高速道路都心環状線外回りを自家用車にて、指定最高速度50キロの場所を113キロで走行し、自動速度取締機により法定速度を63キロ超過する交通法規違反をし、罰金による刑事処分及び運転免許停止処分（90日間）を受けた。

### 2 被処分者の属する課・署名、職名、年齢、性別

松伏消防署 主事（消防士） 21歳 男性

### 3 処分内容及び処分年月日

懲戒処分 減給（10分の1）1ヶ月

令和2年1月31日（金）

### 消防長の意見

今回2件の不祥事につきましては、消防の責務に不信を招くような行為であり、市町民の皆様に対しまして謹んでお詫びを申し上げます。

このような不祥事を重く受け止め、全職員に対し、改めて公務員としての倫理及び服務規律の確保について指導を徹底し、二度とこのような不祥事を起こさないよう、再発防止に徹底して取り組んでまいります。

令和2年2月4日提供

問合せ先

担当課：消防本部総務課 黒田

電話：048-982-3918